

**給 水**

番号	種別	内 容	回 答
1	質 問	<p>二筆にまたがる給水の場合、第3者に売却した場合に撤去等の対応を行うための確認書が必要とのことであるが、取出し（量水器）の場所も住宅もAという地番にあるが、隣接するBという地番に散水栓などを設置する場合も確認書が必要となるか。</p>	<p>提出をお願いする確認書については、Aという地番にある取出し（量水器）から、Bという地番にある住宅等に給水する場合、Aの地番内に給水管を布設する必要があるが、Aの地番が売却等で第3者に所有者が変わり、新しい所有者から取出し（量水器）の位置を変えるよう要請を受けるような事態を想定して説明しています。</p> <p>質問の内容の場合については、敷地の境界で給水管を切断すれば問題ないと想定できるが、いろいろなケースがありますので、事前に相談をいただければと思います。</p>
2	質 問	<p>①指定工事店の更新にあたり、主任技術者の講習が必要とのことであるが、どのような講習を受ければよいか。</p> <p>②指定工事店の更新日を忘れないようにとのことであるが、前回の更新時は通知があったと思うが。</p>	<p>①市では、給水装置工事事業者の5年更新制度の導入に伴い、更新時に、選任される給水装置工事主任技術者（以降「主任技術者」）に対して最新の技術や制度を習得するための研修への参加状況について確認書の提出を求めています。</p> <p>給水工事技術振興財団が開催する研修(eラーニング研修・現地研修会)への参加が主になるかと思いますが、他の事業体等が実施する給水工事に関する研修でも可としますが、研修等を受講したことが確認できる書類等の写しを添付するようにしてください。</p> <p>②更新のお知らせの通知については、発送する予定ではおりますが、発送漏れ等の可能性もあることから、各事業者で確認をしていただくようお願いいたします。</p>